

選挙運動用自動車運送契約書

印 紙

西ノ島町議会議員一般選挙候補者

(以下「甲」という。)

(以下「乙」という。)とは、公職選挙法第141条

の規定による選挙運動用自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

第1条 この契約の内容は、次のとおりとする。

(1) 車種及び登録番号

(2) 使用期間 (車両番号) 令和 年 月 日～令和 年 月 日

(3) 契約金額 円 (消費税含む)

(1日 円 (消費税含む) × 日)

第2条 この契約に基づく契約金額について、乙は、西ノ島町議会議員及び西ノ島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき西ノ島町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。なお、契約金額が西ノ島町に請求する金額を超えたときは、甲がその不足分を支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条に該当し、供託物を没収されることとなった場合は、乙は、西ノ島町には請求できない。

第3条 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙が協議して定めるものとする。

第4条 この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所
(候補者) 氏 名

乙 所在地
(貸主等) 名 称
代表者氏名